別紙様式第１号－②

研　修　計　画

令和　　年　　月　　日

　　　長野県知事　様

　住　所：

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名：

　　　　　　　　　　　　　　[申請者]　電話番号：

　　　　　　　　　　　　　　　　　（生年月日：　　　　年　　　月　　　日：　　　歳）

ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：

新規就農者確保緊急対策実施要綱（令和３年12月20日付け３経営第1996号農林水産事務次官依命通知）別記５第６の１の規定に基づき研修計画の承認を申請します。

なお、第７の12の規定に基づき本計画の内容を含め、本事業に係る交付対象者の情報は関係機関において共有されることに同意します。

また、本要綱の規定を遵守し、就農するための研修に励むことを誓約します。

なお、本要綱の規定に基づき、当該資金の交付を停止され、一部又は全部を返還することについて異議はありません。その際には、既に交付を受けた資金の一部又は全部を返還することを（連帯保証人の署名及び押印を添えて※９※10）誓約します。

１　農業を始めようと思った理由

|  |
| --- |
|  |

２　就農時に係る計画

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 就農希望地 |  | 就農予定時期  （就農予定時の年齢） | | 年　　　月  （　　　　　歳） | |
| 就農形態 | □新たに農業経営を開始＊１  □親（三親等以内の親族を含む。以下同じ。）の農業経営とは別に新たな部門を開始※２  □親の農業経営を継承※３  　　 □全体、□一部  □雇用就農  □親元就農※４  □親の経営の全体を継承、□法人の（共同）経営  □親の農業経営とは別に新たな部門を開始  経営継承、法人の（共同）経営、又は新たな部門を開始する  予定時期　　　　　　　　年　　　　　月 | | | | |
| 経営面積※５  飼養頭羽数 | a・頭・羽（合計） | | 農業所得目標※５ | | 万円/年 |
| 経営内容※５ | 作目： 　　　　 a  作目： 　　　 a  （その他：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | | | | |

※１　非農家出身で独立・自営就農する者の場合

　　※２　農家出身者で親の農業経営を継承せずに独立・自営就農する者の場合

　　※３　農家出身者で親の農業経営を継承して独立・自営就農する者の場合

　　※４　三親等以内の親族の経営する農業経営体に就農する者の場合

　　※５　就農５年後の目標を記入する。（雇用就農又は親元就農就農は記入不要）

３　将来の就農ビジョン（生産物の販売方法などを記載）~~※６~~

|  |
| --- |
|  |

~~※６　公募要領第３の１の（２）のエの場合は、（ア）及び（イ）について記載する。~~

４　計画を達成するための研修 ※７

1. 研修内容等

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 研究機関  等の名称 |  | 所在地 |  |
| 専攻・  営農部門 |  | 研修  期間 | 年　 月　 日　～　 年 　月 　日 |
| 研修内容 | | | |
|  | | | |

※７　研修先が複数の場合は記入欄を追加して記入する。

1. 交付期間（就農準備資金）

|  |
| --- |
| 年　　月　　日　～　　年　　月　　日 |

　５　その他

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 常勤の雇用契約の締結 | | □ 締結している  □ 締結していない |
| 生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等（例：生活保護制度、雇用保険制度（失業手当）等） | | □ 給付等を受けている  □ 給付等をうけていない |
| 過去に本研修先の先進農家等と雇用契約の締結（短期間のパート及びアルバイトを除く。） | | □　締結していた  □　締結したことはない |
| 過去の就農経験（短期のパート及びアルバイトを除く。） | | □　ある  □　ない |
| 過去に農業次世代人材投資事業（青年就農給付事業を含む。）及び令和元年度補正予算及び令和２年度補正予算で措置された就職氷河期世代の新規就農促進事業、新規就農促進研修支援事業及び経営開始資金・就農準備資金による資金の交付 | | □ 交付を受けたことがある  □ 交付を受けたことがない |
| 傷害保険の加入 | | * 加入している * ４の②の交付期間の開始日までに加入する * 加入しない |
| 世帯全体の所得※８ | | 万円 |
| 前年の世帯所得が600万円を超えているにもかかわらず資金交付が必要な理由  （超える場合のみ記入） | | |
|  |  | |
| ※本欄は交付主体等の記入欄  　生活費確保の観点から支援対象とすべき切実な事情の有無（□有　□無）  【所見】 | |

※８「世帯」とは本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母が該当。

　　　 「所得」とは、地方税法第292条第１項第13号に定める「合計所得金額」。

　６ 連帯保証人※9※10（連帯保証人氏名は自署すること。）

連帯保証人は金3,000,000円を限度として申請者の債務について連帯保証します。

|  |  |
| --- | --- |
| 住所  氏名　　　　　　　　　　　　　　　　（申請者との続柄：　　）  連絡先 | 印 |
| 住所  氏名　　　　　　　　　　　　　　　　（申請者との続柄：　　）  連絡先 | 印 |

※９　連帯保証人は同一世帯以外の主たる生計維持者を記載する。また、研修計画の変更で連帯保証人に

変更がない場合は記入不要。

※10　連帯保証人について

連帯保証人とは、民法第454条及び第458条の規定により、債務者（交付対象者）連帯して債務を負う保証人のことです。「債務者と連帯して債務を負う」とは、債務者と全く同じ法律上責任を追っているということで、このような保証人のことを「連帯保証人」といいます。

連帯保証人は、保証人が有している「催告の抗弁権（民法第452条）」、「検索の抗弁権（民法第453条）」及び「分別の利益（民法第456条）」を有しません。これにより、連帯保証人は、債権者（長野県）から債務の全額について返済を求められたときに、先に債務者に請求するよう求めることはできず、債務者の財産があることを証明しても、債務を返済する義務を免れることはできません。また、他に保証人がいたとしても、債務者が負う債務の金額を返済する義務を負っていることになります。

このため、債権者は、債務者がその債務を履行しなかったときには、ただちに連帯保証人にも請求を行い、場合によっては財産の状況を調査して訴訟などの手続をとることもあります。

また、連帯保証人が複数いても、債権者は、それぞれの連帯保証人に債務の全額の返済を求めることができるものであり、連帯保証人同士が話し合い、分担して返済するということはできません。

添付書類

別添１：先進農家等で研修を受ける場合は受講する研修のカリキュラム（研修実施スケジュール、研修内容、習得する技術等が分かる研修実施計画）を添付。先進農家等以外の教育機関（里親事業を除く）で研修を受ける場合は、受講する研修のカリキュラム及び受講が認められていることを証する書類を添付。

　　　　ただし、里親事業で研修を受ける場合は、受講する研修のカリキュラム（研修実施スケジュール、研修内容、習得する技術等が分かる研修実施計画）及び受講が認められていることを証する書類を添付。

別添２：履歴書

別添３：離職票の原本（離職票の提示が可能な場合）

別添４：農業研修に関する確認書（新規就農里親支援事業実施者のみ。）

別添５：確約書（研修終了後、親元就農する予定の場合）

別添６：傷害保険に加入している場合は傷害保険証書の写しを添付。交付期間

が開始するまでに加入予定の場合は、加入を検討している傷害保険の内容がわ　かるもの（パンフレット等）を添付し、加入後に傷害保険証書の写しを交付主体に提出すること。

別添７：前年の世帯全員の所得を証明する書類（源泉徴収票、所得証明書等）。前年の世帯所得が600万円を超える場合は、必要に応じて生活費確保の観点から資金を必要とする理由欄に記載した事情の裏付けとなる書類を添付。

別添８：身分を証明する書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等の写し）

別添９：連帯保証人の印鑑証明

別添１

研 修 実 施 計 画

１．研修内容

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年 　月 | 研修時間 | 内　　　　　　容 |
| 年　　月 |  |  |
| 月 |  |  |
| 月 |  |  |
| 月 |  |  |
| 月 |  |  |
| 月 |  |  |
| 月 |  |  |
| 月 |  |  |
| 月 |  |  |
| 月 |  |  |
| 月 |  |  |
| 月 |  |  |
| 月 |  |  |
| 月 |  |  |
| 研修時間合計 |  |  |

２．習得する技術

・

　・

　・

　・

|  |
| --- |
| 上記の研修内容で研修を実施します。  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和 　　年 　　月 　　日    （研修先名称）  （住所）  （電話番号） |

　※上記内容が記載された研修実施計画等であれば、本様式に限らない。

別添２

履　　歴　　書

１．氏名等

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| (ふりがな) |  | | | | |
| 住　所 | 〒□□□－□□□□ | | | | |
| (ふりがな) |  | | | | |
| 連絡先 | 〒□□□－□□□□ | | | | |
| (ふりがな) |  | 生　年　月　日 | 年齢 | 性別 | 電　話　番　号 | |
| 氏　名 |  | 昭和　年 月 日  平成　年 月 日 | 歳 | 1.男  2.女 |  | |

２．家族構成

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 氏　　名 | 続 柄 | 生　年　月　日 | 住　　所 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

３．学歴等

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 履  歴 | 年 | 月 | 学歴・職歴(各別に記入) |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  | 年 | 月 | 免許・資格 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

別添４

農業研修に関する確認書（例）

　農地所有適格法人Ａ（里親事業実施農業者は、新規就農里親支援事業実施農業者Ａとする。）（以下、甲という）と研修生Ｂ（以下、乙という。）とは、農業研修について、次のとおり確認する。

第１条（研修期間）

　研修期間は、令和○年○月○日から令和○年○月○日までとする。

第２条（研修生の責務）

　乙は、研修期間中、甲の指示に従い、誠実な研修を遂行するとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）乙は、研修期間中に知り得た甲の業務上の機密、または甲と取引する顧客情報等（個人情報含む。）について、他に漏洩してはならない。

（２）乙は、甲の信用を害し品位を傷つける行為、研修の目的を逸脱する行為、その他不道徳な行為及び不法な行為をしてはならない。

（３）乙は、研修期間中の不慮の事故に備え、あらかじめ傷害保険に加入しなければならない。

（４）乙は、研修計画に即して必要な技能を習得しなければならない。

（５）上の（１）から（４）に違背した場合、甲の判断により研修を即時中止することができるものとする。

第３条（研修受入先の責務）

（１）甲は、乙が独立・自営就農、雇用就農又は親元就農し、就農後５年以内に農業経営を継承する又は法人の経営者となることができるよう適切に生産技術等を教えなければならない。

（２）甲は、乙を労働者として扱ってはいけない。

第４条（損害賠償）

（１）乙は、研修中に、その責めに帰する事由により、甲又は第三者に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければならない。

（２）乙は、研修における不慮の事故について、第２条（３）の規定に基づく傷害保険による給付があったときには、甲に対し、当該不慮の事故についての損害賠償その他一切の請求を行わないものとする。

第５条（費用の負担）

（１）研修に要する経費（○○○）は、甲が負担する。

（２）研修に要する経費（△△△）は、乙が負担する。

　　第○条（研修謝金）

　　　乙は甲に月額○万円を支払う。

第６条(その他)

　この確認書に定める事項について疑義が生じた場合、またはこの確認書に定めのない事項については、確認書の趣旨に則り、甲・乙協議の上、定めるものとする。

　本確認書締結の証として、本書２通作成し、甲・乙記名捺印の上、それぞれ各１通を保有する。

　　令和○年○月○日　　　　　　　甲

(住　所）

(研修先）

(氏　名）

乙

(住　所）

(氏　名）

※農業研修が適切に実施できるよう研修先及び研修生の間で合意した確認書であり、上記内容が記載された確認書であれば、本確認書（例）に限らない。

別添５

確　約　書

令和　　年　　月　　日

　長野県知事　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所：

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名：

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（生年月日：　　　　年　　　月　　　日：　　　歳）

　私は、研修終了後に親元就農する予定であるため、新規就農者確保緊急対策実施要綱（令和３年12月20日付け３経営第1996号農林水産事務次官依命通知）別記５第５の１の（５）の規定に基づき、下記の事項を実施することを確約します。

　なお、同要綱の規定が遵守できなかった場合は、当該資金を全額返還いたします。

記

１　就農に当たって家族経営協定等を締結し、私の責任や役割を明確に規定すること。

２　就農後５年以内に、当該農業経営を継承する、当該農業経営を法人化している場合は当該法人の経営者となる（親族との共同経営者になる場合を含む。）又は親の農業経営とは別に新たな部門を開始すること。

（親元就農先）

|  |  |
| --- | --- |
| 経営主の氏名  （法人化している場合は法人名も） |  |
| 経営主の住所  （法人化している場合は所在地も） |  |

（当該農業経営を継承する、当該法人の経営者となる又は親の農業経営とは別に新たな部門を開始する予定の時期）

|  |
| --- |
| 年　　　月 |

　※氏名は自署すること